昭和二十七年法律第二百十九号 国有財産特別措置法

第一条 この法律は、国有財産法(昭和二十三年 益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適財産(以下「普通財産」という。)を公共の利法律第七十三号)第三条第三項に規定する普通 切に寄与させるため、当分の間、その管理及び 処分について同法の特例を設けることを目的と

(無償貸付)

第二条 普通財産は、国有財産法第二十二条第 るところにより、無償で貸し付けることができ 学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定め 八号)の規定の適用を妨げるものではない。 ついては、港湾法(昭和二十五年法律第二百十 貸し付けることができる。ただし、臨港施設に 共の用に供するときは、当該公共団体に無償で 波堤、岸壁、桟橋、上屋等の臨港施設として公 項に規定する公共団体において水道施設又は防 普通財産は、次の各号に掲げる場合において 当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、

て行う当該委託に係る保護の用に主として供都道府県知事若しくは市町村長の委託を受け じ。) において、生活保護法の規定に基づき 条に規定する社会福祉法人をいう。以下同 法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二 定する保護施設のうち政令で定めるものの用二十五年法律第百四十四号)第三十八条に規 する施設の用に供するとき。 に供するとき、又は社会福祉法人(社会福祉 地方公共団体において、生活保護法(昭和

供する施設の用に供するとき。 おいて、次に掲げるいずれかの用に主として ものの用に供するとき、又は社会福祉法人に 規定する児童福祉施設のうち、政令で定める 二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に地方公共団体において、児童福祉法(昭和

規定する幼保連携型認定こども園 成十八年法律第七十七号)第二条第七項に 等の総合的な提供の推進に関する法律(平 措置(就学前の子どもに関する教育、保育 市町村の委託を受けて行う当該委託に係る 託を受けて行うものを除く。)の用 「幼保連携型認定こども園」という。)が委 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は 以下

> 助産又は母子保護の実施の用 町村の委託を受けて行う当該委託に係る 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は

活援助の実施の用 託を受けて行う当該委託に係る児童自立生 児童福祉法の規定に基づき都道府県の委

費の支給に係る者に対する障害児通所支援 の用又は障害児入所給付費の支給に係る者 に対する障害児入所支援の用 児童福祉法の規定による障害児通所給付

律第六十五号)の規定による施設型給付費, 子ども・子育て支援法(平成二十四年法 規定する小学校就学前子どもに対する保育 又は特例施設型給付費の支給に係る同法に た児童福祉施設において実施するものに限 (児童福祉法第三十五条第四項の認可を得

供するときに限る。)。 するとき(ハに掲げる用に供する場合には、 は二以上の用に主として供する施設の用に供 法人において、次に掲げる用のうち一若しく 定めるものの用に供するとき、又は社会福祉 及び社会生活を総合的に支援するための法律 ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に (平成十七年法律第百二十三号) 第五条第十 地方公共団体において、障害者の日常生活 項に規定する障害者支援施設のうち政令で

三十七号)の規定に基づき市町村の委託を 託を受けて行う当該委託に係る措置の用 二百八十三号)の規定に基づき市町村の委 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第

受けて行う当該委託に係る措置の用

自立訓練、同条第十三項に規定する就労移 障害福祉サービス(同法第五条第七項に規 特例訓練等給付費の支給に係る者に対する 付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は 続支援に限る。)の用 行支援又は同条第十四項に規定する就労継 定する生活介護、同条第十二項に規定する に支援するための法律の規定による介護給 障害者の日常生活及び社会生活を総合的

いて、次に掲げる用のうち一若しくは二以上のの用に供するとき、又は社会福祉法人にお定する老人福祉施設のうち、政令で定めるも 三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規 地方公共団体において、老人福祉法(昭和

第一号ロに規定する第一号通所事業であつービス又は同法第百十五条の四十五第一項 するものとして政令で定めるものの用 給に係る者に対する地域密着型介護予防サ 着型通所介護若しくは認知症対応型通所介 に係る地域密着型介護予防サービス費の支 護予防短期入所生活介護に係る介護予防サ

類するものとして政令で定めるものの用

るとき。 う保護の用に主として供する施設の用に供す に規定する保護観察所の長の委託を受けて行 じ。) において、更生保護事業法第四十九条 六項に規定する更生保護法人をいう。以下同 事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第

二十二年法律第二十六号)第一条に規定する 急増その他の特別の事由がある地域として政 施設(学校給食の実施に必要な施設を含む。) 校(前期課程に限る。)又は特別支援学校の 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学 で、災害による著しい被害、児童又は生徒の 地方公共団体において、学校教育法(昭和

の用に主として供する施設の用に供すると 老人福祉法の規定に基づき市町村の委託 3

を受けて行う当該委託に係る措置の用 介護保険法(平成九年法律第百二十三

号)の規定による通所介護若しくは短期入 厚生労働省令で定めるものその他これに類 て老人福祉法第二十条の二の二に規定する サービス、介護予防認知症対応型通所介護 ービス費の支給に係る者に対する介護予防 に係る者に対する地域密着型サービス、介 護に係る地域密着型介護サービス費の支給 給に係る者に対する居宅サービス、地域密 所生活介護に係る居宅介護サービス費の支

地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校 係る者に対する施設サービスその他これに 老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密 る地域密着型サービス又は介護福祉施設サ 着型介護サービス費の支給に係る者に対す 介護保険法の規定による地域密着型介護 ・ビスに係る施設介護サービス費の支給に

施設の用に供するとき。 う。) において、幼保連携型認定こども園 法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条 に規定する学校法人(以下「学校法人」とい 地方公共団体又は更生保護法人(更生保護

令で定める地域にあるものの用に供すると

定は、前二項の規定により普通財産を無償で貸国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規 し付ける場合に準用する。

(減額譲渡又は貸付)

第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合にお 渡し、又は貸し付けることができる。 し、時価からその五割以内を減額した対価で譲いては、当該各号の地方公共団体又は法人に対

に供するとき。 地方公共団体において次に掲げる施設の用 医療施設及び地域保健法(昭和二十二年

設置される保健所の施設 法律第百一号)第五条第一項の規定により

業の用に供する施設(以下「社会福祉事業 施設」という。) (学校給食の実施に必要な施設を含む。以学校教育法第一条に規定する学校の施設 社会福祉法第二条に規定する社会福祉事

号)第二十一条第一項の規定により設置さ れる公民館の施設 下「学校施設」という。) (学校給食の実施に必要な施設を含む。 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七

号) 第二条第二項に規定する公立図書館 図書館法(昭和二十五年法律第百十八

五号)第二条第二項に規定する公立博物 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十

能力開発促進センター及び障害者職業能力 発短期大学校、職業能力開発大学校、職業 規定により設置される職業能力開発校並び 第六十四号)第十六条第一項又は第二項の に同項の規定により設置される職業能力開 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律

生保護事業施設」という。 更生保護事業の用に供する施設(以下「更 更生保護事業法第二条第一項に規定する

の他これに準ずる施設 行のために設置する農業者研修教育施設そ 六十五号)第七条第一項第五号の事業の遂 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百

設で政令で定めるもの 住民に賃貸する目的で経営する住宅施設 公害の防止のために必要な事業に係る施

- スランチラ こうよう ラール ではない アールその他のスポーツ施設で政令で定め 一般の利用に供するための体育館、水泳
- | 政令で定めるもの | 水防、消防その他の防災に関する施設で
- き。 国の設置する研究所、試験所その他国が公共の利益の増進を主たる目的とする事務又は非の利益の増進を主たる目的とする事務又は非の利益の増進を主たる目的とする事務又は共の利益の増進を主たる目的とする事務又は 共の利益の増進を主たる目的とする事務又は 国の設置する研究所、試験所その他国が公 国の設置する研究所、試験所その他国が公
- 社の業務の用に供する施設の用に供すると事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字は日本赤十字社において学校施設、社会福祉四 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人又
- 第、 東京の規定を適用する。 第、 東京の規定を適用する。 第、 東京の規定を適用する。 東京の規定を適用する。 第、 東京の規定を適用する。 東京の規定を適用する。 東京の規定を適用する。 第、 東京の規定を適用する。 第、 東京の規定を適用する。 第、 東京の規定を適用する。 第、 東京の規定を適用する。 第、 東京の規定を適用する。 第、 東京の規定により助成を行うことができる場合、更生保 大学社にあつては更生保護事業法第五十六条の二第 大学社にあつては更生保護事業法第五十六条の二第 大学社にあつては更生保護事業法第五十八条の 大学社にあつては日本赤十字社法(昭和二十 大学社にあつては日本赤十字社法(昭和二十 大学社にあつては日本赤十字社法(昭和二十 大学社にあつては日本赤十字社法(昭和二十 大学社にあっては日本赤十字社法(昭和二十 大学社にあっては日本赤十字社法(昭本十 大学社)の規定を適用する。

不匹条 削陷

(譲丘

ま五条 普通財産である土地については、このつでは、普通財産である土地については、このつては、普通財産は、次に掲げる場合においては、当該地方公共団体に対し、譲与することが第五条 普通財産は、次に掲げる場合において

一 地方公共団体から国に対し特定の用途に供 は直接その用に供するとき。 は直接その用に供するとき。

- 当該用途に供しているとき。
 つたものを、当該都道府県において引き続きつたものを、当該都道府県において引き続きは職員の住居の用に供していた公用財産であけ、施行の際都道府県において事務、事業又地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
- の用に供するとき。 地方公共団体において水道施設として公共
- 五 河川等(河川、湖沼その他の水流又は水面 五 河川等(河川、湖沼その他の水流又は水面 正大頭 大臣の所管に属する土地(その土地 この号において同じ。)の用に供されている 第百八十号)が適用される道路を除く。以下この号において同じ。)の用に供されている 国土交通大臣の所管に属する土地(その土地の定着物を含む。)について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は水面 道路の用に供するとき。
- (準用規定) 前項第一号の規定により譲与する場合においるときは、各省各庁の長(国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長をい方公共団体に対し当該有益費の支出によつて増加した価格で現に存するものの価額をあらかじめ納付させなければならない。
- 第大条 国有財産法第二十八条第四号ただし書の第大条 国有財産法第二十八条第四号ただし書の前条第一項第三号若しくは第四号の規定により前条第一項第三号若しくは第四号の規定により前条第一項第三号若しくは第四号の規定により普通財産の譲渡、貸付け又は譲与を受けた者」とあるのは、「譲渡、貸付け又は譲与を受けた者」とあるのは、「譲渡、貸付け又は譲与を受けた者」と読み替えるものとする。
- 第六条の二 地方公共団体が、普通財産のうち次第六条の二 地方公共団体が、普通財産のうち次の用に供する施設で政令で定めるものを含む。)の用に供す賃貸する目的で経営する住宅施設又は公共の用に掲げる建物を取り壊して、その敷地を住民に増ける建物を取り壊して、その敷地を住民に

- 価で譲渡することができる。 価で譲渡することができる。 価で譲渡することができる。 価で譲渡することができる。 地方公共団体に対 は、当該財産を所管する各省各庁の長は、政令 は、当該財産を所管する各省各庁の長は、政令 場所へ移転させるため必要な措置をとるとき 場所に収容し、又は他の住宅施設の提供等他の 施設に収容し、又は他の住宅施設の提供等他の
- 二 共同住宅施設又は集団的に所在する居住のの居住の用に供する施設として貸し付けていの居住の用に供する施設として貸し付けていい困難なもの
- 2 前項の規定により譲与又は譲渡をした場合に
 前項の規定により譲与又は譲渡をしたっとができないとき、又は同項の収容をしようとせず若しないとき、又は同項の収容をしようとせず若しないとき、又は同項の規定する施設の用に供しる。

(条件付の売払い又は貸付け)

- 又は収益することができる。 認めて定める期間中無償でその財産を使用し、 は、各省各庁の長がその事業の成功に要すると 2 前項の契約をした場合においては、事業者
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定により売払い又は貸付けをすることができる。 ときは、その契約をした場合において、同条第二項に規けの契約をした場合において、同条第二項に規めるときは、その契約をした場合において、同条第二項に規めるときは、その契約を解除することができる。ときは、その契約を解除することができる。ときは、その契約を解除することができる。とは貸付けの契約を解除することができる。とは貸付けの契約を解除することができる。とは貸付けの契約を解除することができる。とは貸付けの契約を目により売払いて、その指
- | 地の定着物は、国又は公共団体において公共第九条 普通財産のうち土地又は建物その他の土

(交換の特例)

- 国 2 前項に規定するもののほか、普通財産のうち対 地の定着物と交換することができる。 たによる場合のほか、土地又は建物その他の土き あるときは、国有財産法第二十七条第一項の規の 用、公用又は公益事業の用に供するため必要がの
- 3 前二項の交換は、交換に係る財産の価額の差と 3 前二項の交換は、交換に係る財産の価額の差
- 第十条 国有財産法第二十七条第二項及び第三項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあ項中「第一項の規定により堅固な建物を」とあるのは、「国有財産特別措置法第九条の規定による交換について準用るのは、「国有財産法第二十七条第二項及び第三項

(特定普通財産の処理の特例)

第十条の二 賃借権その他の不動産を使用する権 権利者等に対し、当該勧奨の日から一年以内に 敷地の所有者その他当該特定普通財産の譲渡を 定普通財産につき使用する権利を有する者(当 払うため特に必要がある場合において、当該特 含む。以下「特定普通財産」という。)を売り られる施設の用に供されているものを含む。) の用に供する部分とが結合して併用住宅と認め されているもの(居住の用に供する部分と事業 利の目的となつている普通財産で居住の用に供 ことができる。 限り、当該勧奨に係る売払価額により売り払う きは、その勧奨を行つた特定普通財産は、当該 売払価額その他売払いに関し必要な事項を提示 受けることについて特別の事情を有する者とし 該特定普通財産が建物である場合におけるその て処分することが適当と認められる普通財産を のうち政令で定めるもの(当該財産と一体とし して当該売払価額で買い受けるよう勧奨したと いう。)に対し、政令で定めるところにより、 て政令で定める者を含む。以下「権利者等」と

(延納の特約)

| を一時に支払うことが困難であると認められる|| 第十一条 普通財産を譲渡した場合において当該

各号に掲げる期間以内とすることができる。 る。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該 ときは、確実な担保を徴し、かつ、利息を付し の他の政令で定める事業を営む者に譲渡する更生保護法人、日本赤十字社又は公益事業そ 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、 五年以内の延納の特約をすることができ

三 特定普通財産を当該財産の権利者等に譲渡 用している者に譲渡するとき。 居住の用に供されている普通財産を現に使

るのは「売払代金又は交換差金及びそれらの利該財産の譲渡を受けた者」と、「貸付料」とあ いて、同条第二項中「借受人」とあるのは「当の利息の納付について準用する。この場合にお 息」と読み替えるものとする。 の規定による売払代金又は交換差金及びそれら 国有財産法第二十三条第二項の規定は、前項 するとき。 1

る場合に準用する の規定は、第一項の規定により延納の特約をす 国有財産法第三十一条第二項から第四項まで

この法律は、公布の日から施行する。

2 法律(昭和二十三年法律第七十四号。以下「旧旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する 法」という。)は、廃止する。

3 力を有するものとする。 は、この法律施行後も、引き続き、なおその効 第二百二十号)第四条の規定の適用について 旧法は、旧軍港市転換法(昭和二十五年法律

八四号) (昭和二七年七月三一日法律第二

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行 1

附 則 (昭和二七年八月一四日法律第三

(施行期日) 〇五号 抄

定める日から施行する。 算して六箇月をこえない期間内において政令で 附則第二十六項までの規定は、公布の日から起 から施行し、附則第六項及び附則第十六項から ら附則第二十六項までの規定を除き、公布の日 この法律は、附則第六項及び附則第十六項か

(昭和二八年八月一〇日法律第

この法律は、 公布の日から施行する。

1

八附 則 、昭和二九年六月一四日法律第一

この法律は、 五 附 九 号 則 公布の日から施行する。

この法律は、 公布の日から施行する。

〇 附 八 号 則 (昭和三二年五月一七日法律第

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

三号)

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 する。 をこえない範囲内で、 政令で定める日から施行

る。

この法律は、

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

号附 則 (昭和三六年三月二〇日法律第三

この法律は、公布の日から施行する。

1

(施行期日)

ら施行し、この法律による改正後の公職選挙法 用をこえない範囲内において政令で定める日か 第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇 経過した日後にその期日が公示され、 は、この法律の施行の日から起算して三箇月を (昭和二十五年法律第百号) 第四十九条の規定 又は告示

附 則

公布の日から施行する。

(施行期日)

1 (施行期日) 四号) 抄 附 則 (昭 (昭和四四年七月一八日法律第六

|第一条 この法律(以下「新法」という。)は、

(昭和四八年七月二七日法律第六

第一条 この法律は、 (施行期日) 公布の日から施行する。

(昭和三〇年八月一一日法律第

附 則 (昭和三三年五月二日法律第一三

則 (昭和三五年五月一七日法律第八

抄

四附号訓

(施行期日)

附 三三号) 則 (昭和三八年七月一一日法律第

される選挙から適用する。

〇号) 抄 (昭和三九年七月一日法律第一三

号 抄 (昭和四四年六月一〇日法律第四

公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年七月二七日昭和四十四年十月一日から施行する。

七号) 抄

(国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措

第三条 この法律の施行前に第二条の規定による ては、なお従前の例による。 改正前の国有財産特別措置法(以下「旧措置 行なつた譲与又は譲渡に係る契約の解除につい 法」という。)第六条の二第一項の規定により

2 いて準用する。 項の規定による延納の特約に附された条件につ 前条第二項の規定は、旧措置法第十一条第一

——七号) (昭和四九年一二月二八日法律第 昭和五十年四月一日から施行す

号 附 抄 則 (昭和五三年五月八日法律第四〇

第一条 この法律は、 施行する。 (昭和五八年五月四日法律第二八 昭和五十三年十月一日

条の規定は、昭和五十八年四月一日から適用す 農業改良助長法(以下「新法」という。)第二 る。 この法律は、公布の日から施行し、改正後の

号 附 則 (昭和六〇年六月八日法律第五六

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 昭和六十年十月一日から施

(施行期日) 号 附 則 (昭和六二年六月一日法律第四

第一条 この法律は、 施行する。 昭和六十三年四月一日

第三十一条 この附則に定めるもののほか、この(その他の経過措置の政令への委任) める。 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

号附 則 (平成二年六月二九日法律第五八

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行 各号に定める日から施行する。

月一日

条及び第二十六条の改正規定、 第一条中老人福祉法第二十一条、第二十四 第二条中老人

福祉法の目次の改正規定(「第三章 事業及び施設(第十四条―第二十条 (第十四条―第二十条の七)」を「/ 事業及

の七) /第三章の二 老人福祉計画 (第二十

を除く。)、「第五章 雑則」を「第四章の三 条の八―第二十条の十一)/」に改める部分

規定、同法第七十八条の改正規定、同条を第を削り、第七十七条を第七十六条とする改正 並びに第九条中社会福祉事業法第二条の改正える改正規定及び同法第五十六条の改正規定 児童福祉法第五十条から第五十三条の二まで を加える部分に限る。) 及び同法第二十六条(同条の見出しを改める部分及び同条に一項る部分に限る。)、同法第二十五条の改正規定 祉法第二十二条の改正規定(同条第一号の次改める部分を除く。)、第五条中精神薄弱者福 体障害者福祉法第三十七条の改正規定及び同法本則に二条を加える改正規定、第三条中身 同法第三十八条及び第三十九条の改正規定、 中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第 第八十五条の改正規定(「一万円」を「二十 規定、同法第八十三条の改正規定並びに同法 及び第七十五条の改正規定、同法第七十六条 部分に限る。)、同法第七十一条、第七十四条 規定(「五十万円」を「五百万円」に改める 第五十五条の改正規定、同条の次に一条を加 五十三条の次に一条を加える改正規定、同法 同条に一項を加える部分に限る。)、第七条中 の改正規定(同条の見出しを改める部分及び 条の改正規定(同条第二号の次に一号を加え 法第三十七条の二の改正規定(同条第四号を 十八条の次に二条を加える改正規定並びに同 同条を第四十一条とする改正規定、同法第三 同条の次に三条及び章名を加える改正規定、 第二十九条から第三十一条までの改正規定、 五条及び第六条の規定並びに附則第二十五条 万円」に改める部分を除く。)並びに附則第 七十七条とし、同条の次に一条を加える改正 の改正規定、同条を第五十三条の三とし、第 に一号を加える部分に限る。)、同法第二十三 二百十九号) 第三条の改正規定 平成三年 有料老人ホーム」に改める改正規定、同法

号) 附 抄 爭 成四年六月三日法律第六七

第一条 この法律は、 する。 平成五年四月一日 から施行

(施行期日)

号 則 抄 (平成六年七月一日 法律第八四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十 規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則 第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の 五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、 は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第 置する市又は特別区」に改める部分を除く。) 「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設 だし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定 条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(平成六年七月一八日法律第八七

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、 公布の日から起算して三月を超

附

(平成七年五月八日法律第八七号)

施行する。 この法律は、 附 則 (平成九年五月九日法律第四五 更生保護事業法の施行の日から

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 年四月一日から施行する。 十八条から第二十三条までの規定は、平成十一 第二項」に改める部分を除く。)並びに附則第 までの規定、附則第十七条の規定(雇用保険法 第六条から第八条まで及び第十条から第十六条 限る。) 並びに次条から附則第四条まで、附則 第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業団法 名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の 十七条の改正規定、 十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二 条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第 法(以下「能開法」という。)の目次、第十五施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進 を超えない範囲内において政令で定める日から 二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二 (昭和四十九年法律第百十六号) 第六十三条第 項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二 能開法第二十七条の次に節 第五十四条 市町村は、この法律の施行の際現に 第百十三条の規定による改正後の国有財産特別

号附 則 (平成九年六月一一日法律第七四

(施行期日)

第一条 する。 この法律は、 平成十年四月一日から施行

この法律は、... 附則 (平 (平成九年一二月一七日法律第 抄

介護保険法の施行の日から施行

三 附一号 則 (平成九年一二月一九日法律第 抄

(施行期日)

第一条 する。 この法律は、平成十年四月一日から施行

〇 附 号 則 (平成一〇年六月一二日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施 行する。

附 一〇号) 則 (平成一〇年九月二八日法律第

この法律は、平成十一年四月一日から施行す

七附号訓 則 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 にから施

条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 百二条の規定 公布の日 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第(両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 第八条及び第十七条の改正規定に係る部 節名並びに二款及び款名を加える改正規

(国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措

2 は、速やかにその土地を特定し国に対してその の規定により国から譲与を受けようとするとき 該市町村の区域内に存するものについて、同号 旨を申請するものとする。

ものについては、 を譲与するため用途を廃止し普通財産となった 適用しない。 前項の申請に係る土地であって国が当該土地 国有財産法第四章の規定は、

の法律に規定するもののほか、この法律の施行第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ

(国等の事務)

又はこれに基づく政令により当該地方公共団体は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則れに基づく政令により管理し又は執行する国、前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の事務として処理するものとする。 第百六十一条において「国等の事務」という。) (不服申立てに関する経過措置)

(施行期日)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定を適用する。この場合に に引き続き上級行政庁があるものとみなして、ついては、施行日以後においても、当該処分庁 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 であった行政庁とする。 あったものについての同法による不服申立てに

2 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による 料については、この法律及びこれに基づく政令 含む。)の規定により納付すべきであった手数 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例 による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、 政令で定める。

措置法第五条第一項第五号に規定する土地で当

び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 第二百五十条 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると に規定する第一号法定受託事務については、 び新地方自治法に基づく政令に示すものにつ ては、地方分権を推進する観点から検討を 新地方自治法第二条第九項第 で

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて 必要な措置を講ずるものとする。 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第 一六〇号)

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

号) 附 抄 (平成一二年六月七日法律第一一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日 だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該8一条 この法律は、公布の日から施行する。た 各号に定める日から施行する。 から施行する。

除く。)の規定並びに附則第九条、 限る。)及び同条第二項第四号の改正規定を 会福祉法第六十二条第一項」に改める部分に 第一項第四号の改正規定(「社会福祉事業法」 での規定並びに附則第三十九条中国有財産特 第二十一条及び第二十三条から第二十五条ま 「社会福祉事業法第五十七条第一項」を「社 る部分に限る。)、同項第五号の改正規定(七条第一項」を「第六十二条第一項」に改め を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十 (社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条 改正規定並びに第四条、第九条及び第十一条 別措置法 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号 (昭和二十七年法律第二百十九号)

第二条第二項第二号ロを同号ハとし、同号イ 四月一日 次に次のように加える改正規定 平成十三

規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正 四号)第五十六条の改正規定を除く。)の規 める部分を除く。)並びに附則第五十二条項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改 改正規定(「社会福祉事業法第五十六条第二 和三十八年法律第百三十三号)第二十五条の 条の規定、附則第四十一条中老人福祉法(昭 号の次に二号を加える改正規定、附則第四十 項第七号とし、同項第四号を同項第六号と に改める部分を除く。)及び同項第五号を同 及び第三十五条の規定、附則第三十九条中国 から第十九条まで、第二十二条、第三十二条 四条の三の改正規定(「収容されている」を 条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十 改正規定を除く。)、第五条、第七条及び第十 に附則第十一条から第十四条まで、第十七条 (介護保険法施行法 (平成九年法律第百二十 「入所している」に改める部分を除く。)並び し、同項第三号を同項第五号とし、同項第二 第二条(社会福祉法第二条第三項第五号の 平成十五年四月一日

則 抄 (平成一五年六月一八日法律第九

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

日から起算して六月を超えない範囲内におい五十五条から第五十七条までの規定 公布の 第四十六条、第四十八条、第五十一条及び第 第十九条第一項、第二十条から第三十八条ま 百十二条の二、第百十七条の三、第百十七条 章の改正規定並びに第百六条、第百七条、第一第一条中電気事業法目次の改正規定、第六 で、第四十一条、第四十三条、第四十五条、 三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、 の四及び第百十九条の二の改正規定並びに第 て政令で定める日

附 則 一七号) (平成一五年七月一六日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十六年四月一日 「から施

給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介

基準該当療養介護医療費及び補装

護医療費、

第八条 附則第二条から前条までに定めるものの (その他の経過措置の政令への委任) ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 は、政令で定める。

附則 抄 (平成一六年五月二六日法律第五

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施 行する。

号 附 則 (平成一七年四月一日法律第二五

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施 行する。

七号) 附 則 抄 (平成一七年六月二九日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 れぞれ当該各号に定める日から施行する。 布の日 条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十 二条、第三十九条及び第五十六条の規定 三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五 第一条、第五条、第八条、第十一条、 第十 そ 公

> 部分に限る。)、第七十条から第七十二条ま 害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る

定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五

十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障

まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に 三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

二三号) 則 (平成一七年一一月七日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当(一条) この法律は、平成十八年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 二 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童 び第百二十二条の規定 公布の日 第百三条、第百十六条から第百十八条まで及 第十九項から第二十二項まで、第二章第一節 項、第九項から第十五項まで、第十七項及び 係る部分を除く。)、第三項、第五項、第六 デイサービス、短期入所及び共同生活援助に (サービス利用計画作成費、特定障害者特別 附則第二十四条、第四十四条、第百一条

> 第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第 第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係 る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、 施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係 部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援 ら第四十条まで、第四十一条(指定障害者支 おいて準用する場合を含む。)、第三十八条か 条、第三十六条第四項(第三十七条第二項に る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五 二項(第一号から第三号までに係る部分に限 から第十号までに係る部分に限る。)及び第 第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号 具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八条 二項及び第三項並びに同条第四項から第七項 る部分に限る。) 及び第二項、第四十七条、 援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る 十条、第百十二条、第百十三条及び第百十五から第百条まで、第百五条、第百八条、第百 三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条 五条から第九十条まで、第九十二条、第九十 条まで、第七十二条から第七十七条まで、第 十二条、第六十五条、第六十八条から第七十 十二条、第五十六条から第六十条まで、第六 十六条、第四十八条から第五十条まで、第五 五条、第三十九条から第四十三条まで、 六条、第三十条から第三十三条まで、第三十 七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十 に附則第十八条から第二十三条まで、第二十

第四

、国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措 条の規定 平成十八年十月一日

第百条 附則第四十一条第一項の規定によりなお 正後の国有財産特別措置法第二条第二項第三号 害者支援施設とみなして、前条の規定による改 れた同項に規定する知的障害者援護施設は、障 前の例により運営をすることができることとさ 又は附則第五十八条第一項の規定によりなお従された同項に規定する身体障害者更生援護施設 従前の例により運営をすることができることと の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る 医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第

十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護 で、第七十三条、第七十四条第二項及び第七

部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号 給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給 (サービス利用計画作成費、特定障害者特別 第百二十二条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 で定める。 政令

五号) 附 則 抄 (平成一八年四月二八日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た める日から施行する。

第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号

費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者 九十六条、第百十条(サービス利用計画作成 に係る部分を除く。) 及び第二項第二号、第 条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十

二条第三号に係る部分に限る。)及び第二項、

費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る

に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療

部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三

える改正規定及び第二条中国有財産特別措置二 第一条中国有財産法第二十三条に一項を加一 略 法第十一条の改正規定 公布の日から起算し て四年を超えない範囲内において政令で定め

、国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措

八条第一項の規定を同条第三項及び第四項に 限る。)、第百十一条及び第百十二条(第四十 介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に 特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養

おいて準用する場合に係る部分に限る。) 並

び補装具費の支給に係る部分に限る。)並び 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及 者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、 第二項(サービス利用計画作成費、特定障害 びに第百十四条並びに第百十五条第一項及び 第二条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定 後の国有財産法第二十六条の二第一項の規定に 項の規定によりされている管理の委託は、改正 による改正前の国有財産特別措置法第十条第一 よりされている管理の委託とみなす

0号) 附 則 抄 (平成一八年六月二一日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十九年四月一日から施

(施行期日) 五号) 則 抄 (平成二〇年一二月三日法律第八

第一条 この法律は、 施行する。 平成二十一年四月一日 から

(施行期日) 附 則 七一号) (平成二二年一二月一〇日法律第 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

三 第二条の規定(障害者自立支援法目次の改 正規定を除く。)及び第六条の規定並びに附定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改八条第二項の改正規定を除く。)、第四条の規 第七十三条の規定 平成二十四年四月一日ま 条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び 五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二 条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第 十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分 則第四条から第十条まで、第十九条から第二 規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十 正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正 加える改正規定、同法第四十二条第一項の改 規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第 第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正 正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条 での間において政令で定める日 に限る。)、第四十条、第四十二条、第四十三 一章第二節第三款中第三十一条の次に一条を

則 (平成二三年五月二日法律第四〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及 は、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等法律第三十七号)の施行の日前である場合に における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見 の関係法律の整備に関する法律(平成二十三年 び自立性を高めるための改革の推進を図るため

> 七十五条」と、「第七十五条」とあるのは七十四条」と、「第七十四条」とあるのは るのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加 える改正規定中「第七十三条」とあるのは 第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあ 直すまでの間において障害者等の地域生活を支 七十六条」とする。 援するための関係法律の整備に関する法律附則 「第第 第

附則 号) 抄 (平成二四年六月二七日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日 施行する。

附 号 則 (平成二四年六月二七日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日 当該各号に定める日から施行する。施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

附則第五条から第八条まで、第十二条から第一 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに 十六条まで及び第十八条から第二十六条まで

の規定 平成二十六年四月一日 附 則 (平成二四年八月二二日法律第六

日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

(施行期日) 三号)

附則

(平成二六年六月二五日法律第八

ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項

る改正規定、同法第二百二条第一項、第二百 の改正規定、同法第二百条の次に一条を加え

る改正規定を除く。)、第九条及び第十条の規 加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げ

定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規

四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただ第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年 る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

正規定を除く。)、第十七条の規定、第十八条除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改

第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を 定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、

定 条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、 第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十 第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規 二条、第二十五条、第二十九条、第三十一 次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、 二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第

条第一項、第三十三条から第三十九条まで、

附則第五十条の規定(第六号に掲げる

三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十 及び第四項、第九条から第十二条まで、第十 の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項 の人材確保の促進に関する法律第二条第二項 第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等 の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、

げる改正規定を除く。)、第五条のうち、 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲 介護

> 条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規 五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六 及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百 七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し 正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十 定、同法第百二十四条の次に二条を加える改 条第三項及び第百二十四条第三項の改正規 第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三 の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次 中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条 第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章 える改正規定、同法第百十五条の四十六及び 定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規 第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二 第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四 条、第五十四条第三項、第五十四条の二、 二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三 四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十 保険法の目次の改正規定、同法第七条第五 定、同法第百七十九条から第百八十二条まで 十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九 六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六 五十四条の三第二項、第五十八条第一項、 に一条を加える改正規定、同法第百十七条、 第

> > — 条及び第七十条の規定 平成二十七年四 第十八項」を「同条第十六項」に改める部分 条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条 四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同 齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支 及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高 規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条 附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正 改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、 援等に関する法律(平成十七年法律第百二十 に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六

四及び五

六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除 四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五し書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第 の改正規定(「規定する通所介護」の下に「、項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号 若しくは」を加える部分に限る。)、同条第七サービス費、」の下に「地域密着型通所介護 く。)、第十一条の規定、第十五条中国民健康 型通所介護若しくは」を加える部分に限る。) 律第二百十九号)第二条第二項第四号ロの 型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八 規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着 介護若しくは」を加える部分に限る。)及び 地域密着型通所介護」を加える部分に限る。) 法第五条の二第三項の改正規定(「居宅介護の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉 法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」 百十六条の二第一項第六号の改正規定(「同 保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第 正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着 十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法 二条の規定並びに附則第二十条(第一項ただ 十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十 部分に限る。)並びに同法附則第二条及び第 第二十四項」を「同条第二十五項」に改める 五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条 条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十 同法第二十条の八第四項の改正規定(「、小 介護サービス費、」の下に「地域密着型通 に改める部分に限る。)及び同法附則第五条 同法第二十条の二の二の改正規定(「居宅 附則第五十五条及び第五十六条 改

の規定 平成二十八年四月一日までの間におげる改正規定を除く。) 並びに附則第六十条 いて政令で定める日 の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲

前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び い必要な経過措置は、政令で定める。 (政令への委任) (施行期日) - 号 抄

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施 れぞれ当該各号に定める日から施行する。 十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八次に四条を加える改正規定、第七条中船員保 第六十二条及び第六十七条から第六十九条ま 五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、 金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第 定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基 同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の 改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、 則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の同法第百五十三条第一項の改正規定、同法附 条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、 での規定 項並びに附則第六条から第九条まで、第十 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十 公布の日

六 附号 則 抄 (平成二七年六月二四日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から 施行する。